

議案第126号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

児童相談部に勤務する職員が福祉業務に従事した場合に、福祉業務手当を支給することとする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「又は子育て支援部」を「、子育て支援部又は児童相談部」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和5年10月1日から適用する。